

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

被告は，原告に対し，１６０万円を支払え。

第 2 事案の概要

本件は，原告が，大阪市情報公開条例（平成１３年大阪市条例第３号。以下「本件条例」という。）に基づき，大阪市教育委員会に対し，ピースおおさか展示リニューアル監修委員会における配布資料（以下「本件文書」という。）等の公開請求（以下「本件請求」という。）をしたところ，大阪市教育委員会から，平成２７年２月１２日付けで，本件文書に記録されている情報が本件条例７条２号所定の非公開情報等に該当することを理由とする非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を受けたこと等から，被告に対し，国家賠償法１条１項の規定に基づき損害賠償金の支払を求める事案である。

1 本件条例の定め（乙1）

- (1) 本件条例5条は、何人も、本件条例の定めるところにより、実施機関（本件条例2条1項に規定するものであり、教育委員会を含む。）に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる旨規定し、本件条例6条1項は、本件条例5条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項（2号。以下「公文書特定事項」という。）等を記載した書面を実施機関に提出する方法により行わなければならない旨規定する。
- (2) 本件条例7条は、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない旨規定し、非公開情報として、同条2号において、法人その他の団体（国及び地方公共団体等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（以下「法人等情報」という。）を掲げている。
- (3) 本件条例10条1項は、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない旨規定し、同条2項は、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨規定する。
- (4) 本件条例17条は、本件条例10条1項又は2項の決定（以下「公開決定等」という。）について行政不服審査法（ただし、平成26年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、不服申立てが不適法

であり、却下するとき（１号）、裁決又は決定で不服申立てに係る公開決定等を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき（２号）のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない旨規定する。

２ 前提事実（当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

（１）関係者

ア 公益財団法人大阪国際平和センター（以下「本件センター」という。）は、大阪空襲の犠牲者を追悼し、平和を祈念するとともに、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示等を通じて、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界の平和に貢献することを目的とする団体である（乙２）。

本件センターは、平成元年７月に被告と大阪府が共同して出捐して設立された団体であり、本件請求当時（平成２７年１月）の職員は４名であった（乙５，弁論の全趣旨）。

イ 本件センターは、上記目的を実現するための基幹事業として、平成３年９月、平和資料館「ピースおおさか」（以下「ピースおおさか」という。）を設置し、以降、ピースおおさかを運営して戦争と平和に関する資料を展示している（甲３，乙５，弁論の全趣旨）。

（２）ピースおおさか展示リニューアル事業（以下「本件事業」という。）

ア 本件センターは、本件事業について、平成２５年４月９日、ピースおおさか展示リニューアル構想を発表した（乙５，弁論の全趣旨）。

イ 本件センターは、本件事業について、平成２５年９月１３日、ピースおおさか展示リニューアル基本設計（中間報告）を発表し、同年１１月２７日、ピースおおさか展示リニューアル基本設計を発表した（乙７，１１，

弁論の全趣旨)。

ウ 本件センターは、本件事業について、平成26年2月4日、上記イの基本設計に基づき、ピースおおさか展示リニューアル実施設計(中間報告)を発表し、同年4月10日、ピースおおさか展示リニューアル実施設計を発表した。なお、遅くとも同年9月頃には、ピースおおさかのリニューアルオープンの時期が平成27年4月に予定されていた。(以上につき、乙15, 16, 18, 19, 21, 24, 弁論の全趣旨)

エ ピースおおさかは、リニューアルオープン前にリニューアル後の具体的な展示内容を公開することなく、平成27年4月30日、リニューアルオープンした(甲8)。

(3) 本件非公開決定に至る経緯等

ア 原告は、「ピースおおさか」の危機を考える連絡会事務局として、平成27年1月27日付けで、大阪市教育委員会に対し、本件条例5条に基づき、公文書特定事項を「ピースおおさか展示リニューアルに係る次の文書」、「「B. 世界中が戦争をしていた時代」のコーナーの映像シナリオ(検討中の文書)」, 「「F. 私たちの未来を創っていくために」のコーナーにおける自衛隊・集団的自衛権・国際社会における平和貢献に関する展示」, 「直近の監修委員会において検討した資料」として、公文書の公開請求(本件請求)をした(甲12)。

イ 大阪市教育委員会は、本件請求の対象となる文書を、第16回ピースおおさか展示リニューアル監修委員会配布資料(本件文書)であると特定した上、平成27年2月12日付けで、原告に対し、本件条例7条2, 4, 5号に該当することを理由として、本件文書を開示しない旨の本件非公開決定をし、原告は、同月14日、同決定の通知書を受領した(甲5, 6)。

ウ 原告は、平成27年3月6日付けで、本件非公開決定を不服として、大阪市教育委員会に対し、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)

を行った（甲 6）。

エ 大阪市教育局委員会は、ピースおおさかのリニューアルオープン後の平成 27 年 6 月 12 日付けで、本件非公開決定を取り消した上（以下「本件取消決定」という。）、本件請求について、個人の氏名（既に公開されている部分を除く。）を除く部分を公開する旨の部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）をし、原告は、その頃、同決定の通知書を受領した（甲 7、弁論の全趣旨）。

オ 原告は、平成 27 年 8 月 14 日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

カ 大阪市教育局委員会は、平成 27 年 9 月 11 日付けで、本件異議申立てについて、本件条例 17 条に基づき、審査会への諮問を行った（争いがない）。

3 争点及び当事者の主張

(1) 争点

ア 国家賠償法上の違法性

(ア) 本件非公開決定の違法性（争点 1）

(イ) 本件取消決定の違法性（争点 2）

(ウ) 本件異議申立てにおける手続的違法（争点 3）

イ 損害の有無及び損害額（争点 4）

(2) 争点 1（本件非公開決定の違法性）について

（原告の主張）

ア 本件文書に記載されている情報は、ピースおおさかのリニューアルオープン後に一般に公開される予定の展示内容であるところ、外部公開を予定しない情報とは本来的に異なるものであって、これが公開されたとしても、本件センターにおける率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない。また、当該情報は、大阪市の「情報公開条例解釈・運用の手引き」に例示されている正当な利益を害するおそれがある情報のいずれにも該当しない。

被告は、本件文書を公開すれば、市民団体等から要望や批判が寄せられ、メディアに報道されることにより、本件センターにおける率直な意見交換や意思決定の中立性が損われるおそれがあり、リニューアルオープンに向けた準備にも支障が生じるなどと主張する。しかしながら、検討段階の情報を公開することは行政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進する観点から望ましいというべきであるし、市民から寄せられる要望や批判は請願権や表現の自由に基づく正当な活動であって、脅迫的な言論や面会強要といった不当な態様で行われたことはないから、本件センターにおける率直な意見交換や意思決定の中立性を損なうものとはいえない。また、本件センターの職員が少ないことは正当な利害を害するおそれがあることの理由とはならない。

イ 本件センターの目的は平和教育に資する点にあるところ、同センターの「正当な利益」も当該目的から離れて判断されるべきではない。同センターは、市民団体等の批判を無視し、南京大虐殺や朝鮮人強制連行等に関する展示（以下「加害展示」という。）を一切削除するリニューアルを実現する意図で本件非公開決定を行ったものであるところ、加害展示を一切削除することは平和教育に資するという同センターの目的にもとるものであるから、このような内容のリニューアルを実現することは同センターの「正当な利益」とはいえない。

ウ 以上のとおり、本件文書には本件条例 7 条 2 号所定の法人等情報が記録されておらず、これを非公開とした本件非公開決定は憲法、情報公開法及び本件条例に違反するから、国家賠償法上違法である。

（被告の主張）

ア 本件文書は、第 16 回ピースおおさか展示リニューアル監修委員会における配布資料であって、平成 27 年 4 月中にリニューアルオープンが予定されていたピースおおさかのリニューアル後の展示内容、展示位置、展示

物等で検討段階のものが詳細に記載されており、本件センターにおいてリニューアルオープン前にこれらを公開することは予定していなかった。

イ ピースおおさかのリニューアルについては、展示内容等に関し、市民団体等からそれぞれの歴史認識に基づく具体的な要望が出され、メディアによる報道もされていたのであって、このような状況下において、展示内容を詳細に記載している本件文書を公開すれば、市民団体等から展示内容に関する更なる具体的な要望や批判が寄せられ、メディアにも批判的に報道されることは容易に想定された。そして、本件非公開決定がされた平成27年2月12日時点では、本件センターの理事会が展示内容の詳細について検討を行っている段階であり、本件文書を公開すれば、本件文書に氏名が記載されている本件センターの職員や展示リニューアル監修委員会の委員が批判を受けることをおそれて、理事会や監修委員会における発言を差し控えることも考えられたから、本件文書を公開することにより、本件センターにおける率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあった。

また、本件センターの職員は4名のみであるから、展示内容に関する市民団体等からの要望や批判、メディアの報道があった場合、これらの対応に追われ、平成27年4月中のリニューアルオープンが不可能となるおそれがあった。

ウ したがって、本件文書には本件条例7条2号所定の法人等情報が記録されているから、本件非公開決定は国家賠償法上違法であるとはいえない。

(3) 争点2（本件取消決定の違法性）について

（原告の主張）

ア 本件非公開決定が取り消されたことにより、原告は同決定の取消しを求める訴えの利益を失い、行政事件訴訟法により保障された裁判を受けることができなくなったから、本件取消決定は、原告の裁判を受ける権利を侵

害するものであり、国家賠償法上違法である。

イ 本件取消決定は、本件非公開決定による違法行為を追認し、これを矮小化しようとするものであるから、憲法、情報公開法、本件条例及び信義則に違反し、国家賠償法上違法である。

(被告の主張)

本件取消決定は、平成27年4月30日にピースおおさかがリニューアルオープンし、本件非公開決定を維持する必要がなくなったことを受けてされたものであり、国家賠償法上違法であるとはいえない。

(4) 争点3（本件異議申立てにおける手続的違法）について

(原告の主張)

大阪府教育委員会は、平成27年9月11日に審査会への諮問を行っているが、その時点で原告は既に本件訴えを提起していたのであって、このように諮問が遅れたことは、本件条例17条、18条及び行政不服審査法1条に違反する。

被告は、ピースおおさかのリニューアルオープン後には本件文書を全部公開する予定であったため、本件条例17条2号の規定に基づき、審査会への諮問を行わなかったなどと主張するが、同号の規定は本件文書を全部公開する場合の規定であって、本件のように部分公開決定を行う場合には適用がない。

(被告の主張)

ア 本件異議申立ては平成27年3月6日にされ、大阪府教育委員会は同年9月11日に審査会への諮問を行った。大阪府教育委員会は、同年4月中に予定されていたピースおおさかのリニューアルオープンが終われば、本件文書を全部公開する予定であったため、同年6月12日まで本件条例17条2号の規定に基づき、審査会への諮問を行わなかった。そして、同日以降は、本件取消決定により本件異議申立てが不適法となったため、同条

1号の規定に基づき、審査会への諮問を行わなかった。以上の経過に照らせば、審査会への諮問が同年9月11日まで行われなかったことが国家賠償法上違法であるとはいえない。

イ 原告は、大阪市教育局が速やかに諮問を行わなかったなどと主張するが、平成27年6月12日まで諮問を行わなかったのは、ピースおおさかのリニューアルオープン後には本件文書を全部公開する予定であったことに加え、本件センターの職員がリニューアルオープンの準備で繁忙であったこと、同年5月初旬に本件文書に個人識別情報が含まれていることが判明し調査に時間を要したことによるものであって、やむを得ない事情があるから、速やかに諮問を行っていないとはいえない。

(5) 争点4（損害の有無及び損害額）について

（原告の主張）

ア 原告は違法な本件非公開決定により、知る権利を侵害され、精神的苦痛を受けた。原告は、自己の人生を通して、歴史的加害行為と向き合う生き方を送っており、ピースおおさかの設置理念が加害の歴史に言及し、これを忘れないなどとしていることに深く共感していた。原告は、ピースおおさかのリニューアルによって加害展示が撤去されるという報道を受け、何としても変更内容を知りたいという思いで本件請求を行ったものの、本件非公開決定を受け、強い精神的苦痛を受けた。

また、原告は本件請求により展示内容を知った上で意見表明を行う予定であったところ、本件非公開決定により意見表明を行う機会を奪われ、強い精神的苦痛を受けた。当該損害はリニューアルオープン後に展示内容が公開されたからといって回復されるものではない。

イ 本件取消決定により、原告は裁判を受ける権利等を侵害され、精神的苦痛を受けた。

ウ 本件異議申立てに対する諮問がされなかったため、原告は審査会におけ

る意見陳述や権利救済を求める機会を奪われ、精神的苦痛を受けた。

エ 上記アからウまでの原告の精神的苦痛を慰謝するため、160万円が支払われるべきである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件非公開決定の違法性）について

(1) 認定事実

ア 本件文書

本件文書は、本件事業に関する本件センターの諮問機関である展示リニューアル監修委員会において配布された検討資料であって、平成27年1月下旬頃にとりまとめられた（甲5，14，弁論の全趣旨）。

同文書には、ピースおおさかのリニューアル後の展示内容の詳細が示されており、各展示ゾーンにおける展示物の配置、展示物の寸法、内容、展示方法等（映像についてはキャプチャー画像、字幕の内容、表示方法等も含む。）が明らかにされているほか、これらの根拠となる統計資料や従前の検討資料からの変更点も記載されており、本件センターにおいてリニューアルオープン前にこれらを公開することは予定していなかった（甲14，弁論の全趣旨）。

イ 本件事業に関する経緯

(ア) ピースおおさかは、平成3年9月の開館以来、世界平和に貢献するという設置理念の下、戦争による被害と加害を両面から捉える必要性を意識し、加害展示を行っていた（甲3，乙4，5）。

加害展示については、肯定的な意見もある一方、残酷、偏向、自虐的などとする否定的な意見もあり、従前には加害展示に関する資料の撤去、差替え、説明文の変更等を行ったこともあった（乙5）。

(イ) 本件センターは、ピースおおさかが開館以来、常設展示のリニューアルがされていないことなどを受け、平成25年4月9日、ピースおおさか展示リニューアル構想を発表した。同構想においては、「“大阪中心”に“子ども目線”で「平和を自分自身の課題として考えられる展示」」にリニューアルすることがコンセプトとして掲げられ、加害展示についても見直す方針であることなどが報道された。（以上につき、前記前提事実(2)ア，乙4，5）

上記発表及び報道を受けて、本件センターには、市民団体等からリニューアル後の展示内容に関し、要旨、別紙1「ピースおおさかの展示リニューアルに対しての要望等（受理日順）」（以下「要望等一覧」という。）の受付番号1から19まで記載のと通りの意見や要望が寄せられた（乙6の1）。

(ウ) 本件センターは、平成25年9月13日に展示リニューアル基本設計（中間報告）を発表した。同設計においては、従前まで加害展示を扱ってきた部分を、大阪空襲に至った経緯として日清・日露戦争から太平洋戦争までを概観する内容とすることが示され、各種メディアにおいても、「南京の展示がなくなる可能性が高い」などといったピースおおさかの館長の発言と共に加害展示が大幅に縮小される旨報道された。（以上につき、前記前提事実(2)イ，乙7から10まで）

上記発表及び報道を受けて、本件センターには、市民団体等からリニューアル後の展示内容に関し、要旨、要望等一覧の受付番号20から53まで記載のと通りの意見や要望が寄せられた（乙6の2）。

(エ) 本件センターは、平成25年11月27日に展示リニューアル基本設計を発表した。同設計においては、市民団体からの指摘等を踏まえ、上記(ウ)の中間報告から、大阪空襲に至る経緯に関する展示が補充されたほか、大阪空襲直前的大阪市街地の航空写真の展示を取りやめるなどの修

正が行われた。(以上につき、前記前提事実(2)イ、乙 1 1 から 1 3 まで、弁論の全趣旨)

上記発表やこれに関する報道を受けて、本件センターには市民団体等からリニューアル後の展示内容に関し、要旨、要望等一覧の受付番号 5 4 から 6 9 まで記載のと通りの意見や要望が寄せられた(乙 6 の 3)。また、原告の所属する市民団体である「『ピースおおさか』の危機を考える連絡会」は、大阪府知事及び大阪市長に対し、計画の見直しを求める 6 6 6 2 筆の署名を提出した(乙 1 4)。

- (オ) 本件センターは、平成 2 6 年 2 月 4 日に展示リニューアル実施設計(中間報告)を発表した。同設計においては、「展示に当たっての留意点」として「政府の統一的な見解を踏まえつつ、事実を客観的に展示することを基本とし…」などと記載されたほか、照明・音響等を利用して当時の防空壕を再現することなどが示されたところ、各種メディアにおいては、博物館の方針が時の政権に左右される懸念がある、防空壕の安全性に対する誤解を与えるなどの報道が行われた。(以上につき、前記前提事実(2)ウ、乙 1 5 から 1 7 まで)

上記発表及び報道を受けて、本件センターには、市民団体等からリニューアル後の展示内容に関し、要旨、要望等一覧の受付番号 7 0 から 7 4 まで記載のと通りの意見や要望が寄せられた(乙 6 の 4)。

- (カ) 本件センターは、平成 2 6 年 4 月 1 0 日に展示リニューアル実施設計を発表した。上記発表後も、各種メディアにおいては、南京事件に関する展示を撤去する方針を撤回する旨の方針が示された旨の報道がされるなど、ピースおおさかの展示内容に関する報道が継続的に行われた。(以上につき、前記前提事実(2)ウ、乙 1 9 から 乙 2 9 まで)

上記発表及び報道を受けて、本件センターには、市民団体等からリニューアル後の展示内容に関し、要旨、要望等一覧の受付番号 7 5 から 9

3まで記載のと通りの意見や要望が寄せられた（乙6の5）。

- (キ) 本件センターにおいて平成27年1月30日に開催された理事会（平成26年度第6回理事会）では、「ピースおおさか展示リニューアル「詳細設計」最終報告（案）について」と題する議案が審議され、概ね原案の内容で進めるものの、一部については監修委員会で精査するものとされた。また、同理事会においては、オープン日をどのようにPRするかについて検討し、団体見学受付は連休明けの早い時期から受け付けるよう検討すべきであるなどの意見も出された。（以上につき、乙41）

なお、ピースおおさか展示リニューアル「詳細設計」最終報告は、同年3月20日に開催された本件センターの平成26年度第7回理事会において、出席理事全員一致により可決された（乙42）。

- (ク) ピースおおさかは、平成27年4月30日にリニューアルオープンしたところ、その後も、別紙2「ピースおおさかりニューアルオープン以降の要望等一覧（財団）」記載のとおり、本件センターには市民団体等から展示内容に関する批判や変更を求める要請が寄せられた（甲10、乙40、43から45まで、48から58まで）。

(2) 検討

ア 本件条例7条2号は、非公開情報として、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法人等情報）を掲げている。そして、被告作成の情報公開条例解釈・運用の手引き（甲15）においては、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報例として、「経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの」などが例示列挙されている。

イ 非公開とされた本件文書は、展示リニューアル監修委員会における配布

資料として、平成27年1月下旬にとりまとめられたものであるところ(前記前提事実(3)ア及びイ)、ピースおおさかのリニューアルオープンが同年4月中と間近に迫っており(前記前提事実(2)ウ)、その内容が詳細にわたっていることに照らせば(上記認定事実ア)、これが公開されることにより、リニューアル後の展示内容の詳細が明らかになるものであったといえる。

一方、ピースおおさかの展示内容については、加害展示の撤去の可否などについて、市民団体や各種メディアの間で尖鋭な意見対立が生じており(上記認定事実イ)、本件センターにおいても、展示リニューアル構想、展示リニューアル基本設計、展示リニューアル実施設計を発表するたびに展示内容に関する意見や批判、質問に対する回答要求を受け、その内容はリニューアル後の展示内容が明らかになるにつれて具体性を増していたものと認められる(上記認定事実イ(イ)から(カ)まで)。

このようなピースおおさかのリニューアルをめぐる状況に照らせば、本件センターにおいて公開予定のないリニューアル後の展示内容の詳細を明らかにする本件文書を公開すれば、本件センターに市民団体等から更に具体的な展示内容に関する意見、批判、回答要求等が多数提出されることが予想され(現にリニューアルオープン後には、本件センターに展示内容の変更を求める多数の意見や要望が寄せられている(上記認定事実イ(ク))。)、本件センターの職員4名(前記前提事実(1)ア)でピースおおさかのリニューアルオープンに向けた準備等の業務を行いつつこれに対応することは困難というほかなく、その業務に支障が生じるおそれがあったというべきである。

そして、展示内容の選択やリニューアルオープン前にリニューアル後の展示内容をどの程度明らかにするかといった事項は、ピースおおさかを設置運営する本件センターの裁量に属する事項というべきところ、本件請求がされた後においても、リニューアルオープンに向けたPR活動やその後

の集客方針を検討するものとされていたこと（上記認定事実イ(キ)）に照らせば、大阪市教育委員会が本件文書を公開することによってリニューアル後の展示内容の詳細が明らかになれば、本件センターにおけるリニューアルオープンに向けた準備や計画に影響を及ぼすことは想像に難くなく、本件センターの事業運営を損なうおそれがあるといえる。

以上を踏まえると、大阪市教育委員会が、本件文書を公開することにより、本件センターの正当な利益を害するおそれがあるとして、法人等情報に該当することを理由に本件非公開決定をしたことについて、相応の合理的な根拠があったというべきである。そうすると、大阪市教育委員会が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件非公開決定をしたということはできず、同委員会が本件非公開決定をしたことが国家賠償法上違法であるとはいえない。

ウ(ア) 原告は、① 本件文書は外部公開を予定しないものとはいえないから公開することによる支障はなく、② 市民が意見や批判を行うことは正当な権利行使であって、本件文書の公開は市民の市政参加を促進する観点からかえって望ましいなどと主張する。

しかしながら、① リニューアル後の展示内容は、本来、リニューアルオープンを待って明らかにされるものであって、これをリニューアルオープン前にどの程度明らかにするかは、上記のとおり本件センターの裁量に属する事項というべきであるから、大阪市教育委員会がこれを公開することによる支障がないとはいえない。

また、② 本件文書の公開が市民の正当な権利行使に基づく市政参加を促進する面があるとしても、展示内容を決するにあたり、本件センターが市民らの意見や批判をどの程度参酌するかは同センターの裁量判断に属する事項であるし、同センターが被告及び大阪府の出捐による公益法人であることを考慮しても（前記前提事実(1)ア）、基本設計や実施設

計を公表していること（上記認定事実イ(イ)から(カ)まで）に照らせば、市民に対する情報提供が不十分であったとはいえない。そして、平和資料館として限られた施設内で実施されるピースおおさかの展示について、各々の歴史認識や考え方の相違を全て盛り込むことは困難といわざるを得ないことからすれば、ピースおおさかのリニューアルオープンまで3か月弱となった時点において、原告に対し、本件文書を公開してその内容を踏まえた意見や批判を出す機会を付与しなかったとしても、これをもって職務上通常尽くすべき注意義務に違反したとはいえない。

- (イ) また、原告は、③ 本件センターの目的は平和教育に資する点にあるところ、同センターの「正当な利益」も当該目的から離れて判断されるべきではなく、加害展示を一切削除するリニューアルを実現する意図で本件非公開決定を行うことは許されないなどと主張するが、そのような意図の下に本件非公開決定がされたことを認めるに足る証拠はなく、原告の当該主張は採用できない。

2 争点2（本件取消決定の違法性）について

- (1) 本件取消決定は、ピースおおさかのリニューアルオープンに伴い、本件非公開決定を取り消すものであるところ（前記前提事実(3)エ）、同決定は、リニューアルオープン前に本件文書が公開されることにより本件センターの正当な利益を害するおそれがあることを理由としてされたものであるから、リニューアルオープン後において、なお同決定を維持しておく理由はないというべきである。したがって、大阪市教育委員会において、このような経緯、理由に基づいて本件非公開決定を取り消すものとしてされた本件取消決定が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものということとはできず、国家賠償法上違法であるということとはできない。
- (2) 原告は、① 本件非公開決定が取り消されたことにより、同決定の取消しを求める訴えの利益がなくなり、行政事件訴訟法により保障された裁判を受

けることができなくなったから、本件取消決定は裁判を受ける権利を侵害する、② 本件取消決定は本件非公開決定という違法行為を追認し矮小化するものであるなどと主張する。

しかしながら、① 本件取消決定は、行政事件訴訟法上の取消しの訴えが認容されることによる法的効果と同一の法的効果を生じさせるものであって、原告が訴訟によって求める本件非公開決定の取消しを実現するものということができるから、本件取消決定が原告の裁判を受ける権利を侵害するものとはいえないし、② 本件非公開決定が違法とはいえないことは上記１のとおりである。したがって、原告の主張には理由がない。

3 争点３（本件異議申立てにおける手続的違法）について

(1) 原告は、平成２７年３月６日、本件非公開決定を不服として、大阪市教育委員会に対し、本件異議申立てをし、同委員会は、同年９月１１日まで審査会に対する諮問を行わなかったものと認められる（前記前提事実(3)ウからオまで）。

(2)ア 本件条例１７条は、不服申立てを受けた実施機関は「速やかに」審査会に諮問すべき旨規定しているところ、上記(1)のとおり、大阪市教育委員会は、本件異議申立てから６カ月以上の期間を経て諮問を行っているから、「速やかに」諮問を行ったとはいえないところである。

イ しかしながら、原告が不服とする本件非公開決定は、ピースおおさかのリニューアルオープン前に本件文書を公開することが本件センターの正当な利益を害するおそれがあるとしてされたものであって、ピースおおさかのリニューアルオープン後には、本件文書を非公開とする必要は原則としてないというべきところ、審査会において答申を行うためには、本件センターの職員に対する聴き取り等を要し、さらに大阪市教育委員会が異議申立てに対する決定を行うまでには審査会による答申を踏まえた調査検討を要するのであって（弁論の全趣旨）、本件異議申立てがされた平成２７年

3月6日時点では、既に同年4月中にはピースおおさかのリニューアルオープンが予定されていたというのであるから（前記前提事実(2)ウ）、仮に大阪市教育委員会が本件異議申立てを受けて速やかに諮問を行ったとしても、ピースおおさかのリニューアルオープン前に本件異議申立てに対する決定を行うことは相当に困難な状況であったといわざるを得ない。これらの事情に加えて、本件非公開決定が違法とはいえないことを併せ考慮すれば、大阪市教育委員会において、ピースおおさかがリニューアルオープンした同月30日までに審査会への諮問を行わなかったことが、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものと評価することはできず、国家賠償法上違法であるとまではいえない。

そして、ピースおおさかのリニューアルオープン以後についても、平成27年6月12日付けで本件取消決定及び本件部分公開決定がされていること（前記前提事実(3)エ）から明らかなとおり、大阪市教育委員会は本件文書を原則として全部公開する予定で事務処理等の準備や手続を進めていたと解されるから、ピースおおさかのリニューアルオープン後、本件取消決定がされた同日の時点で諮問を行っていなかったことが不合理であるとはいえない。また、本件取消決定により、本件非公開決定は取り消され、本件異議申立ては不適法になったから、本件条例17条1号により、同日以降に大阪市教育委員会が審査会に諮問を行う必要はない。したがって、ピースおおさかのリニューアルオープン以後、大阪市教育委員会が同年9月11日まで諮問を行わなかったことをもって職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものと評価することはできず、国家賠償法上違法であるとはいえない。

4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 山 田 明

裁判官 新 宮 智 之

裁判官 坂 本 達 也